

# 秋田市公報

# あきだ

第1097号

平成28年9月10日

毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所  
電話 018-823-5351

## ―― 目 次 ――

### 規 則

○秋田市助産施設負担金徴収規則等の一部を改正する規則（第57号）	1
○秋田市財務規則の一部を改正する規則（第58号）	2
○秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（第59号）	2

### 告 示

○表彰した者の氏名および事績の概要について（第223号）	3
○弁明の機会付与通知書の公示送達について（第224号）	3
○秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第225号）	3
○後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第226号）	3
○指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第227号）	3
○指定地域密着型サービス事業者の指定について（第228号）	4
○建築基準法による指定道路の変更について（第229号）	4
○秋田市河辺岩見温泉交流センター施設使用料徴収事務の委託について（第230号）	4
○秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第231号）	4
○国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第232号）	4
○市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第233号）	5
○自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第234号）	5
○秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第235号）	5
○住民票の職権消除について（第236号）	5
○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、休止および廃止について（第237号）	5
○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第238号）	6
○秋田市議会定例会の招集について（第239号）	6
○秋田市総合教育会議の招集について（第240号）	6
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第241号）	6

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第242号） ..... 6

### 教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第12号） ..... 6

### 選 管 告 示

○平成28年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第38号） ..... 6

### 農 委 告 示

○秋田市農業委員会総会の招集について（第8号） ..... 7

### 上下水道局告示

○指定給水装置工事事業者の指定について（第27号） ..... 7  
○指定排水設備工事業者の指定について（第28号） ..... 7  
○指定排水設備工事業者の指定について（第29号） ..... 7

### 公 告

○放置自転車等の撤去および保管について ..... 7  
○予防接種法による定期予防接種について ..... 8  
○建築基準法による道路の指定について ..... 10  
○許可した開発行為に関する工事の完了について ..... 10  
○農用地利用集積計画の策定について ..... 10  
○農業振興地域整備計画の案の縦覧について ..... 11  
○大規模小売店舗の新設に関する届出について ..... 11

## 規 則

秋田市助産施設負担金徴収規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第57号

秋田市助産施設負担金徴収規則等の一部を改正する規則  
次に掲げる規則の規定中「ならびに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項および附則第60条第1項」を「、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項および附則第60条第1項ならびに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項および第2項、附則第80条、附則第81条ならびに附則第82条第1項」に改める。

- (1) 秋田市助産施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第17号）別表の備考の2の(3)
- (2) 秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第18号）別表の備考の2の(3)
- (3) 秋田市児童福祉法施行細則（平成9年秋田市規則第30号）別表第1の備考の2の(3)
- (4) 母子保健法による費用の徴収に関する規則（平成9年秋田市規則第33号）別表の備考の2の(3)

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 改正後の秋田市助産施設負担金徴収規則別表の備考の2の(3)の規定は、平成27年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成26年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。  
(秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 改正後の母子保健法による費用の徴収に関する規則別表の備考の2の(3)の規定は、平成27年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成26年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。  
(秋田市児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 改正後の秋田市児童福祉法施行細則別表第1の備考の2の(3)の規定は、平成27年分の所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定から適用し、平成26年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定については、なお従前の例による。  
(母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 5 改定後の母子保健法による費用の徴収に関する規則別表の備考の2の(3)の規定は、平成27年分の所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定から適用し、平成26年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定については、なお従前の例による。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月22日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第58号

## 秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(公共工事に要する経費の前払の特例)

- 5 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（第137条第2項の規定による前払金を除く。以下同じ。）であって、平成29年3月31日までに支出されるものに係る同条第3項第1号の適用については、同号中「、労働者災害補償保険料および保証料」とあるのは「および現場管理費ならびに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」とする。この場合において、現場管理費および一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費に充てることができる前払金の額は、当該前払金の100分の25に相当する額を上限とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月22日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第59号

## 秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市屋外広告物条例施行規則（平成9年秋田市規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表第2広告塔又は広告板の項発光装置又は照明装置を有するものの項野立広告塔（支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が柱状又は塔状のものをいう。）の項および野立広告板（支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が板状のものをいう。）の項中「第7条第4項および第5項」を「第7条第5項および第6項」に、「道路および」を「道路から5m以内ならびに」に、「20m以内の場所に設置しないこと」を「設置場所までの距離を10m以上とすること。ただし、発光装置又は照明装置により常時その表示内容を変化させることができる広告物（以下「電光表示広告物」という。）以外の広告物にあっては、交通信号機から設置場所までの距離を5m以上とすることができる」に改め、同表広告塔又は広告板の項発光装置又は照明装置を有するものの項屋上広告塔（建築物の屋上に建植されるもので、表示面が柱状又は塔状のものをいう。）の項および屋上広告板（建築物の屋上に建植されるもので、表示面が板状のものをいう。）の項中「10m以内の場所に設置しないこと」を「設置場所までの距離を10m以上とすること。ただし、電光表示広告物以外の広告物にあっては、交通信号機から設置場所までの距離を5m以上とすることができる」に改め、同表広告塔又は広告板の項発光装置又は照明装置を有するものの項突出広告板（建築物又は工作物の壁面に取り付けられる突出状のものをいう。）の項中「20m以内の場所に設置しないこと」を「設置場所までの距離を10m以上とすること。ただし、電光表示広告物以外の広告物にあっては、交通信号機から設置場所までの距離を5m以上とすることができる」に改め、同表広告塔又は広告板の項発光装置又は照明装置を有するものの項壁面広告板（建築物又は工作物の壁面に取り付けられる板状のものをいう。）の項中

「表示面積を同一壁面の面積の1／2以内（当該表示面積が30m<sup>2</sup>を超えるときには、30m<sup>2</sup>とすること。）」を

「1 大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）以外の建築物又は工作物の壁面に取り付けるものにあっては、表示面積を同一壁面の面積に1／2を乗じて得た面積（当該得た面積が30m<sup>2</sup>を超えるときは、30m<sup>2</sup>）以内とすること。

2 大規模小売店舗の壁面に取り付けるものにあっては、表示面積を同一壁面の面積に1／2を乗じて得た面積（当該得た面積が30m<sup>2</sup>に店舗面積（大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積をいう。）から1,000m<sup>2</sup>を減じた面積に3／100を乗じて得た面積を加えた面積（以下「特例面積」という。）を超えるときは、特例面積）以内とすること。」

改め、同表広告塔又は広告板の項発光装置又は照明装置を有するものの項アーチの項中「20m以内の場所に設置しないこと」を「設置場所までの距離を10m以上とすること。ただし、電光表示広告物以外の広告物にあっては、交通信号機から設置場所までの距離を5m以上とすることができます」に改め、同表広告塔又は広告板の項その他のものの項野立広告塔（支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が柱状又は塔状のものをいう。）の項および野立広告板（支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が板状のものをいう。）の項中「第7条第4項および第5項」を「第7条第5項および第6項」に、「道路および」を「道路から5m以内ならびに」に改め、同表広告塔又は広告板の項その他のものの項壁面広告板（建築物又は工作物の壁面に取り付けられる板状のものをいう。）の項中

「表示面積を同一壁面の面積の1／2以内（当該表示面積が30m<sup>2</sup>を超えるときには、30m<sup>2</sup>とすること。）」を

- 1 大規模小売店舗以外の建築物又は工作物の壁面に取り付けるものにあっては、表示面積を同一壁面の面積に1／2を乗じて得た面積（当該得た面積が30m<sup>2</sup>を超えるときは、30m<sup>2</sup>）以内とすること。  
 2 大規模小売店舗の壁面に取り付けるものにあっては、表示面積を同一壁面の面積に1／2を乗じて得た面積（当該得た面積が特例面積を超えるときは、特例面積）以内とすること。

改める。

別表第3条例第7条の項第2項第3号の規定に該当するものの項中「0.3m<sup>2</sup>」を「2.0m<sup>2</sup>」に改め、同表条例第7条の項第4項の規定に該当するものの項中「はり紙」を「貼紙」に、「はり札等」を「貼札等」に、「1箇月内」を「1箇月以内」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
 （経過措置）  
 2 この規則による改定後の秋田市屋外広告物条例施行規則別表第2および別表第3の規定は、この規則の施行の日以後に表示される屋外広告物又は同日以後に設置される屋外広告物を掲出する物件について適用し、同日前に表示された屋外広告物又は同日前に設置された屋外広告物を掲出する物件については、なお従前の例による。

## 告 示

### 秋田市告示第223号

平成28年7月26日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第2項の規定により告示する。

平成28年8月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化選奨

加藤 明 見

写真芸術の研鑽に努め優れた作品「私の好きな、秋田。」を発表し、身近な秋田の魅力を広く伝えるなど本市文化の振興に貢献

した。

前田英樹

音楽の研鑽に努め「前田英樹ピアノリサイタル“偉大な作曲家の世界をたどる”Vol. I」において、音楽の持つ魅力を広く伝えるなど本市文化の振興に貢献した。

### 秋田市告示第224号

次の弁明の機会付与通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、秋田市行政手続条例（平成7年条例第44号）第27条の規定により公示送達する。

なお、当該弁明の機会付与通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年8月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名

別紙（省略）のとおり

- 2 送達する書類

弁明の機会付与通知書

- 3 弁明書の提出先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部国保年金課収納推進室収納担当

- 4 弁明書の提出期限

平成28年9月1日

### 秋田市告示第225号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年8月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名

秋田県秋田市山王臨海町1番1号

株式会社秋田魁新報社

代表取締役社長 小笠原 直樹

### 秋田市告示第226号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年8月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

- 2 送達する書類

平成28年度後期高齢者医療保険料納入通知書

### 秋田市告示第227号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指

定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成28年8月8日

## 秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
株式会社 プライム ハウス	デイサー ビスきた えるーむ 秋田山王	秋田市山王 六丁目 2番 16号	平成28年 8月 1日	介護予防通 所介護
株式会社 いわま薬 局	ひとむす び八橋	秋田市寺内 字イサノ24 番地 1	平成28年 8月 1日	特定施設入 居者生活介 護、介護予 防特定施設 入居者生活 介護

## 秋田市告示第228号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

平成28年8月8日

## 秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
株式会社 プライム ハウス	デイサー ビスきた えるーむ 秋田山王	秋田市山王 六丁目 2番 16号	平成28年 8月 1日	地域密着型 通所介護

## 秋田市告示第229号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路を次のとおり変更したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第30条の規定により告示する。

平成28年8月9日

## 秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の指定番号  
KC9304-01
- 2 変更する道路の種類  
建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 変更の年月日  
平成28年8月9日
- 4 変更前の指定道路の位置  
秋田市寺内後城50番1の内、50番2の内、50番3の内、51番の内、51番2の内、55番1の内、55番2の内、56番の内、57番4の内、57番9の内、57番10の内、60番の内、61番の内、69番の内、70番の内、71番1の内、71番2の内、74番1の内、74番2の内、74番3の内、76番6の内、76番7の内、76番18の内、79番1の内、79番2の内、79番3の内、79番21の内、79番22の内、79番23の内、79番24の内、79番39の内、79番40の内、83番1の内、83番2の内、83番3の内、88番1の内、88番2の内、142番7の内、142番8の内、142番11の内、142番22の内、142番23の内、142番38の内、142番39の内および323番1の内
- 5 変更前の指定道路の延長および幅員  
延長 324.04メートル

幅員 4.00メートル

## 6 変更後の指定道路の位置

秋田市寺内後城50番1の内、50番2の内、50番3の内、51番の内、51番2の内、55番1の内、55番2の内、56番の内、57番4の内、57番9の内、57番10の内、60番の内、61番の内、69番の内、70番の内、71番1の内、71番2の内、74番1の内、74番2の内、74番3の内、75番の内、76番2の内、76番5の内、76番6の内、76番7の内、76番14の内、76番18の内、79番1の内、79番2の内、79番3の内、79番21の内、79番22の内、79番23の内、79番24の内、79番39の内、79番40の内、83番1の内、83番2の内、88番1の内、88番2の内、124番1の内、124番3の内、125番1の内、125番2の内、125番3の内、126番の内、127番の内、129番1の内、130番30、133番2、142番7の内、142番8の内、142番11の内、142番22の内、142番23の内、142番38の内、142番39の内および323番1の内

## 7 変更後の指定道路の延長および幅員

延長 549.89メートル

幅員 4.00メートル

## 秋田市告示第230号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市河辺岩見温泉交流センター施設使用料徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年8月10日

## 秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市河辺三内字外川原101番地1

河辺岩見温泉交流センター管理運営協議会

会長 備 後 正 義

## 秋田市告示第231号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年8月10日

## 秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

1 秋田市中通七丁目1番2号

秋田ステーションビル株式会社

代表取締役社長 小 保 康 則

2 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県職員消費生活協同組合

理事長 鎌 田 雅 人

3 秋田市土崎港中央一丁目15番7号

株式会社細川蓄音器店

代表取締役 細 川 譲

## 秋田市告示第232号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年8月15日

## 秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成27年度および平成28年度国民健康保険税納税通知書

## 秋田市告示第233号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年8月15日

## 秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称  
平成27年度および平成28年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

## 秋田市告示第234号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成28年8月16日

## 秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
- (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 11台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台
    - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成28年7月1日から同月31日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで
    - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成28年8月30日から平成29年3月2日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

## 4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

## 秋田市告示第235号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年8月17日

## 秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店  
東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン－イレブン・ジャパン  
代表取締役 古屋 一樹  
セブンイレブン秋田山王6丁目店、秋田卸町3丁目店

## 秋田市告示第236号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年8月23日

## 秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市寺内蛭根一丁目2番47号	古城 廉市

## (教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、秋田市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市を被告として（秋田市長が被告の代表となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 秋田市告示第237号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年8月23日

## 秋田市長 穂 積 志

- 1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ひとむすび八橋	秋田市寺内字イサノ24番地1	平成28年8月1日
デイサービスきたえ るーむ秋田山王	秋田市山王六丁目2番16号	平成28年8月1日
青竜	秋田市下北手松崎字岩瀬122番地	平成28年7月14日

## 2 休止

名 称	所 在 地	休 止 年月日
新秋会ホームヘルプ センター	秋田市土崎港中央三丁目4番39号	平成28年6月30日

## 3 廃止

名 称	所 在 地	廢 止 年月日
心花（ときめき）デ イサービス	秋田市御野場五丁目8番19号	平成28年7月15日

## 秋田市告示第238号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年8月23日

秋田市長 穂 積 志

## 1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
訪問看護ステーショ ンハートプレイス	秋田市桜一丁目9番13号	平成28年8月1日
秋田肛門外科おぬき クリニック	秋田市広面字鍋沼35番地	平成28年7月1日

## 2 廃止

名 称	所 在 地	廢 止 年月日
秋田肛門外科おぬき クリニック	秋田市広面字鍋沼35番地	平成28年6月30日

## 秋田市告示第239号

平成28年9月2日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成28年8月26日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市告示第240号

平成28年8月29日午後3時秋田市役所正庁に秋田市総合教育会議を招集する。

平成28年8月26日

秋田市長 穂 積 志

## 協議題

御所野学院の今後のあり方について

## 秋田市告示第241号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成28年8月29日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関名	医療機関 住 所	開設者名	更 新 年 月 日
150	佐野薬局 下新城店	秋田市下 新城長岡 字毛無谷 地264番 地3	株式会社サノ・ ファーマシー 代表取締役 佐野元彦	平成28年 6月1日

## 秋田市告示第242号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成28年8月29日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関名	医療機関 住 所	開設者名	更 新 年 月 日
149	中央薬局 将軍野店	秋田市将 軍野青山 町3番16 号	有限会社中央薬 局 代表取締役 阿部行雄	平成28年 6月1日

## 教 委 告 示

## 秋田市教委告示第12号

平成28年8月25日午後3時30分秋田市役所5階会議室5-Aに教育委員会定例会を招集する。

平成28年8月23日

秋田市教育委員会  
委員長 野 口 かおり

## 選 管 告 示

## 秋市選管告示第38号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成28年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領

事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成28年8月29日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

## 1 期間

平成28年9月3日から同月7日まで

## 2 場所

秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市選挙管理委員会事務局

## 3 時間

午前8時30分から午後5時まで

**農委告示**

## 秋田市農委告示第8号

平成28年8月18日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成28年8月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

## 案件

- 1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件(2件)
- 2 農用地利用集積計画(平成28年度第5号)に関する件

**上下水道局告示**

## 秋田市上下水道局告示第27号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程(昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号)第8条の3第1号の規定により告示する。

平成28年8月3日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

## 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
有限会社佐藤電気	佐藤 章栄	仙北市田沢湖神代字街道南35番地9

## 2 指定年月日

平成28年8月2日

## 秋田市上下水道局告示第28号

秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号)第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程(平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号)第9条第1号の規定により告示する。

平成28年8月3日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

## 1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
有限会社佐藤電気	佐藤 章栄	仙北市田沢湖神代字街道南35番地9

## 2 指定年月日

平成28年8月2日

## 秋田市上下水道局告示第29号

秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号)第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程(平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号)第9条第1号の規定により告示する。

平成28年8月29日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

## 1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
秋田ライフライ ン合同会社	佐用 豊	秋田市檜山城南新町19 番6号

## 2 指定年月日

平成28年8月25日

**公告**

## 秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成28年8月4日

秋田市長 穂 積 志

## 1 撤去し、保管した自転車等

## (1) 放置されていた場所および台数(87台)

- 追分駅東自転車等駐車場 1台
- 追分駅前自転車等駐車場 14台
- 土崎図書館前自転車等駐車場 6台
- 土崎駅前自転車等駐車場 15台
- 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 11台
- 新屋駅前自転車等駐車場 12台
- 下浜駅前自転車等駐車場 1台
- 秋田駅西地下自転車駐車場 6台
- 秋田駅東自転車等駐車場 9台
- アトリオ広場地下自転車駐車場 8台
- 四ツ小屋駅東自転車等駐車場 1台
- 牛島駅東自転車等駐車場 3台

## (2) 撤去し、保管した年月日

平成28年7月28日および同月29日

## (3) 防犯登録番号等

別紙(省略)のとおり

## (4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前9時から午後5時まで

イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

## (5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成28年8月18日から平成29年2月18日まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日および平成28年12月29日から平成

29年1月3日までを除く。

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部交通政策課  
電話 888-5766

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年8月4日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種を行う医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類

別表1のとおり

2 予防接種を行う承諾を辞退した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および辞退した予防接種の種類

別表2のとおり

別表1

予防接種を行う 主たる場所	所在地	医師名	四種 混合	三種 混合	二種 混合	ボリ 活化	麻 ん 混 合 風 し	単麻 抗原ん	単風 抗原ん	日本 脳炎	(B C G) 結核	ヒ ブ	小 球 菌 肺 炎	ヒ ト バ ビ ロ ン	水 痘	高 球 菌 肺 炎	登 録 日
加藤病院	秋田市河辺戸島字上野4番地3	倉澤 悠紀														○	5月2日
社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	岩澤 卓也	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		小林 祐美	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		櫻庭 一馬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		佐々木 研	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		里吉 清文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		杉村 祐介	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		下嶋優紀夫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		高城 航一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		高橋研太郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		松村 真樹	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		佐藤 雅洋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		矢野 直志	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		三浦 将仁	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		鈴木 広大	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		新田 悠介	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		石橋 恭太	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		五十嵐 駿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		齋藤 由里	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号	加賀谷 肇													○	4月1日	
		佐々木 研													○	4月1日	
		杉村 裕介													○	4月1日	
		小林 祐美													○	4月1日	
今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地	阿部 起実													○	4月1日	
		小林 祐美													○	4月1日	
		伏見 雅人													○	4月1日	
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	近江 永豪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		森本 悠太	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		佐藤 千恵	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		伊藤 史子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		伊藤 香里	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		楠見 優太	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		駒形 友康	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		藤嶋 明子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		井上 純一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日

別表 2

		長幡 樹	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		今泉ちひろ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		山中 卓之	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		小林 紗雪	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		平川 威夫	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		朝倉 受康	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		瀧谷 裕之	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		神田 圭大	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		齋藤 光	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		仙北谷直幹	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		津久井美月	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		永井 泰地	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		山田 俊樹	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		佐藤 貴彦	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		高橋 侑也	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		金 洋一	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		藤田 啓	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		長谷川幸保	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		藤井 義之	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	菅原 佳恵	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		石川 勇仁	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		石河 軌久	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		加藤 雅志	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		高橋研太郎	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日
		中村恵菜実	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日	
		渡邊 健太	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日	
		佐藤 結香	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日		
		酒井 利隆	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日			
		高 満衣	×	×	×	×	×	×	×	×	4月1日					
		竹越 結生	×	×	×	×	×	×	4月1日							
		成田 鮎子	×	×	×	×	×	4月1日								
		湯浅 悠介	×	×	×	4月1日										

## 秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成28年8月19日

秋田市長 穂 積 志

## 1 申請者の住所および氏名

秋田市牛島東六丁目5番2号

ア. クリア株式会社

代表取締役 若村 大輔

## 2 道路位置指定箇所

秋田市仁井田本町二丁目260番8

## 3 道路幅員

5.00メートル

## 4 道路延長

34.81メートル

## 5 指定年月日および番号

平成28年8月19日 第2号

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成28年3月1日付け秋田市指令第944号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成28年8月22日

秋田市長 穂 積 志

## 1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田県南秋田郡井川町北川尻字上村宅地40番地

有限会社畠山不動産

代表取締役 畠山 光

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市新屋町字閑町後208番2、216番3、216番4、216番5、216番6の内、216番14の内、216番15の内および216番16の内

## 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成28年度第5号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成28年8月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
3 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

**秋田市公告**

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成28年9月28日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

平成28年8月29日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧期間 平成28年8月30日から同年9月28日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
3 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

**秋田市公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成28年8月31日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要 (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 ア 名称 株式会社秋田フードセンター イ 氏名 代表取締役 斎藤 寛之 ウ 住所 秋田市新屋豊町3番48号
(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ア 名称 ナイス山手台店 イ 所在地 秋田市山手台一丁目1-5 他
(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 名称 株式会社ナイス イ 住所 秋田市新屋豊町3番48号 ウ 氏名 代表取締役 斎藤 寛之
(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成29年4月26日
(5) 大規模小売店舗の店舗面積の合計 2,084m <sup>2</sup>
(6) 駐車場の収容台数 202台（身障者専用4台を含む。）
(7) 駐輪場の収容台数 76台
(8) 荷さばき施設の面積 728.691m <sup>2</sup>
(9) 廃棄物等の保管施設の容量 43.21m <sup>3</sup>
(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 ア 開店時刻 午前8時 イ 閉店時刻 午後10時
(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から午後10時30分まで
(12) 駐車場の自動車の出入口の数 5か所
(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
2 届出年月日 平成28年8月25日
3 関係書類の縦覧場所および期間
(1) 縦覧場所 秋田市産業振興部商工貿易振興課
(2) 縦覧期間 平成28年8月31日から同年12月31日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
4 意見書の提出先 秋田市産業振興部商工貿易振興課
5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(1) 意見を述べる者の氏名および住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

秋 田 市 公 報

